平成２２年（フ）第８３６号
仙台市泉区南光台東１丁目８番７号
債務者　栗原　美佳
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８８８号
仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93番地の17
債務者　小山　雅視
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市古町４丁目２番103号、前住所宮城県塩竈市青葉ケ丘３番６号
債務者　佐藤　正俊
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４５号
福井県敦賀市公文名22号９番地の６
債務者　山田　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２２８号
岐阜県各務原市蘇原旭町２丁目80番地
債務者　長縄八千代
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
岐阜市木田１丁目142番地２ハイツフラワーガーデンソルボンヌ107号室
債務者　宮本　恵嗣
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９０号
岐阜市木田１丁目142番地２ハイツフラワーガーデンソルボンヌ107号室
債務者　宮本　和美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
滋賀県彦根市後三条町611番地３
債務者　岩沖　健悟
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０２９号
広島市南区宇品西４丁目４番18―1201号
債務者　古瀬　定美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３０号
広島市南区宇品西４丁目４番18―1201号
債務者　古瀬　和枝
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８４号
広島県東広島市八本松町飯田790番地24
債務者　齋原　大介
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８５号
広島県東広島市八本松町飯田790番地24
債務者　齋原　春美
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１６号
広島市中区榎町１番７―204号
債務者　後根　大輝
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４４号
高知市薊野中町９番15号　あぞのハイツ103
債務者　福本　加純
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８４号
高知市種崎730番地
債務者　岩瀬　香織
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９６号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―Ｂ306号、住民票上の住所高知県南国市駅前町１丁目１番19―206号
債務者　藤岡　麻紀
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０２号
高知市秦南町２丁目９番23号
債務者　横山　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０８号
高知市鴨部１丁目11番２―2120号
債務者　長井　玲渚
1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高知地方裁判所破産係